

瀬戸内海機船船びき網漁業及び機船船びき網漁業の許認可方針

(総則)

第1 瀬戸内海機船船びき網漁業及び機船船びき網漁業の許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）にあたっては、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）及び大阪府漁業調整規則（令和2年大阪府規則第126号。以下「規則」という。）によるほか、この方針によって処理する。

(許可の定義)

第2 法第57条第1項の農林水産省令（漁業の許可及び取締り等に関する省令）で定める瀬戸内海機船船びき網漁業及び規則第4条第1項第3号で定める機船船びき網漁業は、動力漁船を使用して行う漁業で、次によるものに限る。

いわし・いかなご機船船びき網漁業

(起業の認可)

第3 知事の指定する起業認可の申請の期間は、最長3年とする。（法第58条において読み替えて準用する法第39条第2項及び規則第7条第2項）

2 起業の認可に係る申請書の様式は、様式第1号とする。

(許可の申請様式)

第4 許可の申請書の様式は、様式第1号とする。

2 申請書のほか、許可等をするかどうかの判断に関し必要と認める書類は、別表1のとおりとする。（規則第8条第2項）

(新規の許可等)

第5 公示すべき制限措置の内容及び許可等を申請すべき期間は、次のとおりとする。（法第58条において読み替えて準用する法第42条第1項及び第2項並びに規則第11条第1項及び第2項）

(1) 制限措置の内容

ア 許可等をすべき船舶の数	現行許可数を基本とする。
イ 船舶の総トン数	10トン未満
ウ 推進機関の馬力数	35馬力以下又は110kW以下（ただし、小型機船底びき網漁業との兼業船は、15馬力以下又は48kW以下）
エ 操業区域	大阪府地先海面
オ 漁業時期	周年

(2) 申請すべき期間

公示日から2か月間（閉庁日を除く。）

2 公示した許可すべき数を超えた場合の許可基準は、申請期間内の申請者に対して申請の内容を確認し、次の(1)から(7)として当てはめ、申請者毎に各号の点数を合計し、その結果、点数が多い上位者に対して許可するものとする。(法第58条において読み替えて準用する法第42条第5項及び規則第11条第5項)。

- (1) 府内に住所を有する漁業者、漁業従事者及び漁業法人（5点）
- (2) 現に府内に漁船登録をしている者（5点）
- (3) 他の漁業を営み又は従事し経営の安定化のためにこの許可等を新たに受けようとする者で過去3年間の漁業日数が年間90日以上の方（5点）
- (4) 新規漁業就業者で漁業団体等の推薦を得た者（5点）
- (5) 申請と同時に府内で新たに漁船登録をしようとする者（3点）
- (6) 他の漁業を営み又は従事し経営の安定化のためにこの許可等を新たに受けようとする者で漁業日数が年間90日未満の方（3点）
- (7) (1)～(6)以外の者でこの許可を新たに受けようとする者（3点）

3 前項の許可基準によっても、なお許可する者を定めることができない場合、くじによる抽選を行うこととし、その方法は次のとおりとする。(法第58条において読み替えて準用する法第42条第6項及び規則第11条第6項)

- (1) 抽選の場所 大阪府咲洲庁舎又は大阪府漁港管理事務所
- (2) くじの対象者 前項の基準により点数が同点で決められなかった者
- (3) くじの方法
 - ア 抽選の順番は先着順とする。
 - イ あらかじめ抽選箱に当選及び落選の記載がある札を入れておく。
 - ウ アにより決まった順番で抽選箱の中の札を引く。
 - エ 抽選の結果を当日抽選の場所において公表するとともに後日申請者に文書で通知する。

4 許可等の申請をした者の地位を承継する場合の届出の様式は、様式第2号とする。(規則第11条第9項)

(継続の許可等)

第6 継続許可の申請期間は、次のとおりとする。(規則第14条第2項)

9月1日から10月31日まで

(許可等の条件)

第7 知事が付する許可等の条件は、次のとおりとする。(法第58条において読み替えて準用する法第44条第1項及び規則第13条第1項)

- | | |
|-----------------|--|
| (1) 使用漁具数 | 網1丈 |
| (2) 操業時間 | 午前4時から午後4時までとする。 |
| (3) 操業区域 | 漁業権の設定区域では漁業権者の同意を得なければ操業することができない。 |
| (4) 網目(目合) | 袋網部の漁網はもじ網においては90目掛(50センチメートル巾)以下の小さな目合とし、その他の網地においては6ミリメートル(一ふし)以下の小さい目合の網目とする。 |
| (5) 許可番号の表示 | 船体に許可番号を表示すること。 |
| (6) 他種許可漁業の操業禁止 | 本漁業を操業する時は他の許可漁業を同時に操業してはならない。 |

(変更の許可申請)

第8 制限措置内容の変更にかかる申請書の様式は、様式第3号とする。(法第58条において読み替えて準用する法第47条及び規則第16条第2項)

(各種届出)

第9 代表者の選定、許可等の承継、失効、休業、休業中の漁業の就業に係る各届出の様式は、様式第4号から第8号までとする。(規則第3条、規則第17条第2項、法第58条において読み替えて準用する法第49条第2項及び規則第18条第2項、法第58条において読み替えて準用する法第50条及び規則第19条第1項並びに規則第19条第2項)

(資源管理の状況等の報告)

第10 資源管理状況の報告の様式は、様式第9号とする。(法第58条において読み替えて準用する法第52条第1項及び規則第21条第1項)

(許可証の交付)

第11 許可証の様式は、様式第10号とする。(法第58条において読み替えて準用する法第56条第1項及び規則第24条)

(許可証の書換え交付及び再交付の申請)

第12 許可証の書換え交付及び再交付の申請書の様式は、別記様式第11号及び第12号と

する。(法第 58 条において読み替えて準用する法第 56 条第 2 項並びに規則第 27 条及び第 28 条)

附則

- 1 この方針は、昭和 55 年 2 月 20 日から施行する。
- 2 機船船びき網（バッチ）の許認可方針（昭和 53 年 2 月 9 日施行）は、廃止する。

附則（南部組合枠馬力数制限改正、操業区域の区分廃止）

この方針は、平成 5 年 12 月 21 日から施行する。

附則（推進機関の馬力数制限改正）

この方針は、平成 14 年 4 月 23 日から施行する。

附則（許認可統数の最高限度の改正）

この方針は、平成 14 年 9 月 19 日から施行する。

附則（許認可の対象者区分の改正）

この方針は、平成 15 年 5 月 1 日から施行する。

附則（許可の対象への制限および別表対象者区分の統数最高限度改正）

この方針は、平成 19 年 12 月 25 日から施行する。

附則（全部改正）

この方針は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

附則（制限措置、許可条件の改正）

この方針は、令和 8 年 12 月 26 日から施行する。